平成25年度第1回

带広市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 25 年 5 月 30 日 (木) 午後 6 時 30 分~ 場所 市役所 10 階第 6 会議室

出席委員(12名)

被保険者を代表する委員

神 田 委員

広 瀬 委員

水 上 委員

保険医又は薬剤師を代表する委員

前 田 委員

及 能 委員

宇 野 委員

公益を代表する委員

村 中 委員

正 保 委員

村 上 委員

嶋 谷 委員

被用者保険等を代表する委員

政 也 委員

岡 田 委員

带広市 (11 名)

嶋 﨑 市民環境部長

川 端 企画調整監

千 葉 国保課長

柏 木 課長補佐(給付係担当)

阿 部 収納対策担当課長補佐

堀 田 保険料係長

石 崎 管理係長

高 木 保険料係収納対策主査

山 崎 管理係主任

藤 沼 管理係主任 山 川 管理係係員

事務局

皆さん、お晩でございます。ただいまより、平成25年度第1回国 民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

なお、会議に先立ちまして、ご報告がございます。

被用者保険等保険者を代表する委員を務めていただいておりまし た、北海道市町村職員共済組合の〇〇〇〇委員より、過日、委員辞職 の申し出がございました。

それに伴いまして、後任委員といたしまして、○○さんの後任でも いらっしゃる○○○○様のご推薦がございましたことから、新たに○ ○様に委員の委嘱をすることといたしました。ここに、ご報告いたし ます。

なおここで、○○様に委嘱状の交付を行いたいと思います。

(○○委員へ委嘱状を交付。)

事務局 それでは、○○委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

ただいま委嘱を受けました、北海道市町村職員共済組合の〇〇と申 委員 します。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これより先の議事進行につきましては、会長よろしくお 事務局 願いいたします。

会長 皆さん、お晩でございます。本日は、公私共に大変お忙しい中、お 集まりをいただきまして、ありがとうございます。

> はじめに、出席の予定でありました○○副市長が他の公務が入り欠 席となりましたことから、○○部長からご挨拶をいただきます。

皆さん、お晩でございます。今、会長からお話がありましたとおり、 市長並びに副市長が所用により出席できませんので、私の方からご挨 拶を申し上げさせていただきます。

> 委員の皆様には、日頃から、私どもの保健・医療ほか市政全般に、 ご支援、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまし て、御礼申し上げたいと存じます。

> > 4

部長

今の日本の景気につきましては、アベノミクスによる金融政策の効果やあるいは成長戦略への期待感で、ゆるやかに持ち直しているということが言われてはございますけれども、雇用ですとか、海外の景気動向等によりましては、先行きも万全かといえば、まったくそうではなくて、株価の方も乱高下をしている、そういう実態でございます。

帯広・十勝につきましても、日銀帯広事務所の判断では、景気は持ち直しているということで、先月から一段上がった形にはなってございますけれども、やはり業種間でのバラツキなどもございまして、決して楽観できるような状況ではないというように考えているところでございます。

また、私どもの、この場に非常に近い、社会保障制度改革につきましても、「国民会議」の中で検討が進められているところでございます。 先月の22日の会合におきましては、国保保険者の都道府県化が盛り込まれた『議論の整理案』というものが提示されたところでございますけれども、その提示があった瞬間から、全国知事会から批判的なお話があったり、その後の厚生労働省の社会保障審議会の医療保険部会におきましても慎重論が出てくるというようなことで、この取りまとめにつきましては、なかなか難しい段階にあるのかなという風に感

こうした状況の下、国民健康保険におきましては、医療の高度化、 高齢社会の進行ということで、医療費をはじめといたします保険給付 費が伸び続けてございます。国保の安定、制度の運営というものが非 常に難しい状況が続いてございます。特に、低所得者が多い、高齢者 が多い、そういう市町村国保におきましては、その難しさというもの が非常に顕著となっている実態でございます。

じているところでございます。

そういった環境の中、本日は、平成25年度の国民健康保険料率の 改正につきまして、諮問させていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、市町村国保の環境というものは厳しい状況が続いてございます。その中にあっても、国保に加入する市民の保険料負担をできるだけ抑制しながら、国保事業の安定・持続的な運営に、最大限努めてまいりたいと考えているところございます。

つきましては、委員の皆さまに、忌憚のないご意見、ご論議を賜りますようお願い申し上げ、協議会開催にあたりましてのご挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。次に、4月1日付け人事異動により事務局の職員異動がありましたので、○○部長から紹介をお願いいたします。

部長

それでは、私から、異動に伴う職員の紹介をさせていただきます。 まず、○○企画調整監でございます。

次に、○○収納対策担当課長補佐でございます。

次に、○○収納対策担当主査でございます。

次に、○○管理係主任でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

次に、○○委員、○○委員から、本日の会議に欠席する旨通知がありましたのでご報告をいたします。

次に、議事録署名委員として、○○委員並びに○○委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、平成24年度第3回国民健 康保険運営協議会議事録について、確認をいたします。

訂正箇所など、ございますか?

(「無し」との声。)

無しとのことでございますので、議事録については、市のホームページにて公開することになります。

はじめに、(1) 諮問事項、平成25年度国民健康保険料率について、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、平成25年度の料率について説明をさせていただきます。 今年の1月30日に行われました前回の運営協議会の際に、皆様か ら「被保険者の所得が伸びていない中で、大幅な保険料値上げは厳しい状況となっているということで、一般会計から保険料の軽減のための繰入金を入れていただき、保険料の値上げ幅をできるだけ抑えていただきたい。」というご意見を頂戴しておりますので、平成25年度の予算編成にあたりましては、昨年度に引き続き、一般会計から3億円を超える保険料軽減繰入をしていただきまして、加えて平成23年度の黒字決算で基金に積立をした1億5千万円全額を保険料軽減に活用して、「医療保険分」の保険料を据え置きいたしまして、「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」を合わせた「保険料全体」の1人当たり保険料を平成24年度の改定率の2.5%並みに抑えまして、国保加入者の皆様の負担の軽減を図るという考え方で予算編成を行ったところでございます。

まず、議案書1ページ目をご覧いただきたいと思います。 これが、本日諮問させていただく内容となります。

詳しい内容につきましては、右側の2ページ目の説明資料、前年比較表をご覧いただいて、説明をさせていただきたいと思います。

国保の保険料は(a)の「医療保険分」と(b)の「後期高齢者支援金分」、(c)の「介護納付金分」の3つに分かれております。

それぞれの区分ごとに、その世帯の前年度の所得に応じて掛かります「所得割」と、その世帯に含まれる国保加入者一人ひとりに対して掛かります「被保険者均等割」、それから、1世帯あたりに掛かる「世帯別平等割」、この3つの合計額が保険料となりまして、計算は、3つの区分とも世帯単位で計算をいたします。計算上高額になっても、これ以上は掛からないという上限額が、それぞれの表の一番下にあります賦課限度額となります。

平成25年度の料率ですけれども、(a)の「医療保険分(一般)」は、所得割が、8.80%、これは前年と比べますと0.1%の減、均等割の24,100円と、平等割の28,400円、これは平成24年度と変わりはありません。

- (b) の「後期高齢者支援金分」は、所得割が2.70%、これは前年度と比べますと0.2%の増、均等割は7,200円で、これは前年と比べますと500円の増、平等割は8,400円で、これは前年と比べますと800円の増ということになっております。
- (c) の「介護納付金分」は、所得割が2.00%、これは前年と比べますと0.1%の増、均等割は8,000円で、これは前年と比べますと500円の増、平等割は6,800円で、これは前年と比べますと400円の増ということになっております。

賦課限度額につきましては、すべての区分で法定限度額に達しておりますので、今年度の変更はありません。

今年度は、この保険料率をご提案させていただきたいと思っております。

ご提案させていただきました保険料率を用いまして、1人当たりの 保険料がいくら位になるのか算出したものを、それぞれ3ページから 5ページの下段に記載しておりますので見ていただきたいと思います。

まず、「医療保険分」の「1人当たりの保険料」につきましては、議案書3ページの一番下にありますように、70,601円となりまして、これは平成24年度と比較して、65円の減ということで、1人当たり保険料ベースで、据え置きとしております。

次に、「後期高齢者支援金分」の「1人当たり保険料」につきましては、議案書4ページの一番下にありますように、20, 994円となっております。これは、平成24年度と比べますと、1, 417円の増、率にいたしますと7. 24%の増となります。

次に、「介護保険分」の「1人当たり保険料」につきましては、議案書5ページの一番下にありますように、23,707円となっております。これは、平成24年度と比べますと、1,437円の増、率にいたしますと6.45%の増となります。

なお、議案書には記載しておりませんが、単純に「医療保険分」と

「後期高齢者支援金分」と「介護保険分」を合計いたしますと、11 5,302円となります。

平成24年度と比べますと、2,789円の増、率にいたしますと、2.48%の増となりまして、平成24年度の改定率2.5%とほぼ同じ改定率となっています。

議案書の3ページに戻っていただきまして、このページが「医療保険分」の積算内訳となっております。

まず、①の「被保険者の状況」ですが、これは、国保加入者のうち、 退職国保加入者を除く、国保一般分の世帯数及び被保険者数となって います。

世帯数は、25,981世帯、被保険者数は43,220人となっております。

世帯数については、昨年度より、196世帯減少しており、被保険者数については、昨年度より、234人減少しています。

次に、②の「被保険者の所得状況」ですが、区分の一番上の「基準総所得」は、個人毎の各所得から基礎控除額33万円を控除したものの総額で、251億9,566万7千円となります。

2段目の「限度超過所得」は、一定所得以上、つまり医療分では限度額の51万円を超えて賦課対象とならない所得で、53億8,777万4千円となっております。

「基準総所得」から「限度超過所得」を差し引いたものが、198億789万3千円が、所得割額を決める元となる「賦課標準所得」になります。

これらの所得状況につきましては、市民税の賦課データをもとに把握しておりますが、一人当たりの「基準総所得」、これが昨年度は、571,456円だったんですけれども、今年度は、582,963円と2.01%増加しております。国保加入者の所得が少し増えている状況となっています。

次に、同じく3ページの中段の、③の「基礎賦課総額の算定」と④

の「基礎賦課額の保険料率の算定」につきましては、料率を決める際の基本的なしくみについて記載しているのですが、これをこのまま言葉で説明いたしますと、昨年もそうだったのですが、かなりわかりづらくなると思いますので、この部分につきましては、別添資料としてお配りした「国民健康保険料積算のしくみ」により説明をさせていただきたいと思います。

別添資料の1ページ目をご覧いただきたいと思います。 「医療保険分」の保険料積算のしくみとなっています。

まず、左上に「歳出」と書いてある部分が、「医療保険分」つまり加入者の皆さまの医療費など「支払いをしなければならない金額」となりまして、額は、145億193万7千円となります。

そして、その下の②から⑥までがこの「歳出」支える「歳入」という ことになります。

- ②の「国の負担・補助」は、一定の割合で国から入ってくる負担金などで、32億377万1千円となります。
- ③の「一般会計繰入金」は、保険料の軽減などのために、一般会計から繰り入れされるもので、8億3,304万7千円となります。
- ④の「保険料滞納繰越」は、24年度以前に未納となっている保険料が年度を越えて平成25年度に収入となる見込み額で、2億3,319万9千円となります。
- ⑤の「道費その他」は、北海道から一定の割合で入ってくる負担金や、社会保険診療報酬支払基金から入ってくる前期高齢者交付金などで、75億4,062万3千円となります。

「歳出」からこれら②から⑤までの歳入を差し引いた額、⑥の26億9,129万7千円が、平成25年度に集めるべき保険料ということになります。

収納率が100%であればこの額が歳入として入ってくるわけですからこのままでよいことになるのですが、ご承知のとおり収納率は100%ではありませんので、この⑥の集めなければならない「保険料」を今年度目標としております収納率88.20%で割り返して、収納

できない分を膨らませたものが、⑦の調定額で30億5,135万7 千円となります。これが実際に国保加入者の皆さんに掛けさせて頂く 「医療保険分」の保険料の「調定額」となります。

この⑦の額に、⑧の「法定軽減減免額」を加えます。「法定軽減減免額」といいますのは、低所得世帯に対して保険料の「均等割」と「平等割」を2割、5割、7割軽減するもので、その金額、4億4,126万円を加えた⑨の34億9,261万7千円が保険料率を積算するための「元」になる「基礎賦課総額」となります。

ここで、なぜ⑦の保険料調定額を「基礎賦課総額」としないで、「法定軽減減免額」を加えたものを「基礎賦課総額」とするのかといいますと、帯広市の場合は条例で、「基礎賦課総額」を所得割50%、均等割30%、平等割20%の割合で皆さんから保険料で頂くということになっていますので、「均等割」と「平等割」を軽減した額となります「法定軽減減免額」を加えないと、全体を正しく、50%、30%、20%に按分できないことになりますので、一時的に軽減前の数値に戻してから、50%、30%、20%に按分するために「法定軽減減免額」を加えることになります。

そして、⑨の「基礎賦課総額」を50%に按分した「所得割額」を 先ほど、議案書3ページの「被保険者の所得状況」で説明をいたしま した、「賦課標準所得」で割り返したものが「所得割」の8.80%と なり、30%に按分した「均等割額」を「被保険者数」で割り返した ものが「被保険者均等割」24,100円となり、20%に按分した 「平等割額」を世帯数で割り返したものが「世帯別平等割」の28, 400円となります。

別添資料2ページ目が「後期高齢者支援金分」の積算のしくみとなりますが、しくみは先ほどの「医療保険分」と同じですので、金額の読み上げは省略させていただきますが、「歳出」として①の「支払いをしなければならない金額」があり、それを支える②から⑥の「歳入」があり、集めなければならない⑥の「保険料」を目標収納率88.25%で割り返して、収納できない分を膨らませたものが⑦の調定額と

なり、それに⑧の「法定軽減減免額」を加えて⑨の「基礎賦課総額」として、それを、50%の所得割、30%の均等割、20%の平等割に按分して、それぞれ「賦課標準所得」、「被保険者数」、「世帯数」で割り返したものが「後期高齢者支援金分」の保険料率となります。

同じく、別添資料3ページ目が「介護納付金分」の積算のしくみとなりますが、これも、「医療保険分」、「介護納付金分」と積算のしくみは同じとなっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、1ページ目をもう一度ご覧いただきたいと思いますが、説明の初めに申し上げましたように、平成25年度の保険料率改定の考え方といたしまして、一般会計からの3億円を超える保険料軽減繰入と平成23年度の黒字決算で基金に積立をした1億5千万円全額を保険料軽減に活用いたしまして、「医療保険分」の保険料を「1人当たり調定額ベース」で据え置きました。そして、「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」を合わせた「保険料全体」の1人当たり調定額を平成24年度の改定率並みの2.5%程度となるよう積算をいたしまして、今回諮問させていただくのが、議案書1ページの保険料率となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会長

ただいま事務局の方から説明がございました。この内容について、 皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思いますが。

会長

○○委員、どうぞ。

委員

平成23年度は、1億5千万円位の黒字とおっしゃっていましたが、 平成24年度の見込みはどんな感じになっているんですか。

事務局

明日が、平成24年度の出納整理期間の最終日ということになって おりますので、まだはっきりとした数字は今申し上げられないんです けれども、収支につきましては、めでたい事に平成23年度に引き続 いて、平成24年度も黒字になることが確実になっております。黒字 の要因ですとか、その辺の決算の状況につきましては、9月の運営協議会で詳しく説明させていただこうと考えております。

委員はい、わかりました。

会長 他にございませんか?

会長○○委員、どうぞ。

委員 今回、2.48%の値上げということですけれども、この値上げに よって、どのくらいの負担増になるのか、いくつかのモデルケースで 教えていただきたい。介護保険料を払っている40歳夫婦で、年間所 得100万円、200万円、300万円、400万円、この4つのケ ースで教えていただきたいと思います。

それと併せて、平成24年度の収納率の見込みも教えてください。

事務局 今、お話のありましたモデルケースということで、介護納付金分が 掛かります、40歳以上のご夫婦の二人世帯を例にして説明をさせて いただきたいと思います。

まず、所得が100万円ということにいたしますと、この世帯につきましては、2割軽減に該当いたします。それによりまして、昨年度、平成24年度の金額で言いますと、18万4,200円になるんですが、これを今日諮問させていただきました料率で計算しますと、188,100円となりまして、3,900円の増となります。率にしますと、2.12%の増となります。

同じ条件で、所得を200万円としますと、平成24年度が341, 000円だったものが、新しい料率で計算しますと、347, 500円 となりまして、6, 500円の増、率にしますと1.91%の増となります。

所得300万円ですと、平成24年度は474,000円だったものが、新しい料率で計算しますと、482,500円となりまして、8,500円の増、率にしますと1.79%の増となります。

所得400万円ですと、平成24年度は607,000円だったもの

が、新しい料率で計算しますと、617,500円となりまして、10,500円の増、率にしますと1.73%の増となります。

今説明した、率に直した数字をお聞きになって分かったかと思うんですけれども、所得が低いところの方が、アップ率が高くなっています。

これは、今年の料率では、応益割といわれます、「均等割」と「平等割」を変えたことで、この「均等割」と「平等割」はすべての所得階層に影響することになるものですから、所得の低い方はその部分を軽減されているというのはあるんですけれども、どうしてもその部分が影響が出るということで、所得の低い方のアップ率が高くなったということになります。

この「均等割」と「平等割」を増やさないで、すべて応能割といわれる「所得割」だけで調整をすると、冒頭でも申し上げたんですが、今年は賦課限度額の改定がありませんので、所得割をアップさせた分については、低所得者の方は「所得割」は掛かりませんので、その分がすべて中間所得層の方にしわ寄せが行ってしまうことになりまして、所得300万円くらいの層に大きな負担を求めることになってしまいます。

昨年は1人当たり保険料2.5%アップの改定に加えて、2万円の 賦課限度額の改定があったのですが、「均等割」と「平等割」を大きく 変えなかったことで、所得300万円くらいの層のアップ率が3%を 超えるような状況となっておりましたので、今回、「均等割」と「平等 割」調整させていただきました。

それから、今年度の収納率の見込みですが、これも明日31日に収入になった分までが、平成24年度の収入ということになりますので、まだ収入は固まってはいないんですけれども、昨年度の収納率が87.93%でした。これは、最近10年間で一番高かったんですけれども、ほんの少しですけれども上回る見込みとなっております。88%に届くのではないか、というところになっております。

会長 ということですけれども、よろしいですか?

委員

今の説明で、所得が下がるにしたがって、増加額が増えるということだったんですが、それと併せて、所得に占める保険料の割合、負担率も所得が下がっていくにしたがって増える。例えば、所得200万円であれば17%ぐらいになっているし、100万円であれば、18.8%というぐあいに負担率も増えていくという、そういった傾向にあるということなんですね。わかりました。

会長

他にございませんか?

会長

無いようでございますので、この諮問案について、承認するとうことでよろしいですか?

(「異議なし」との声。)

会長

それでは、この諮問案どおり、承認いたします。

会長

次に、その他についてでございますが、委員の皆さまから、何かご ざいますか?

(特になし)

会長

事務局から、何かありますか?

事務局

本年6月30日をもちまして、被用者保険等保険者を代表する委員を除く、委員の皆様につきまして改選となります。つきましては、今後改選に向けた事務手続きを出身団体等と進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、次回(平成25年度第2回)の運営協議会につきましては、9月の中頃の開催を予定しております。

そしてここで、改選期を迎えるにあたりまして、○○部長よりご挨拶を申し上げます。

部長

私の方から、この2年間お世話になった皆様方に御礼のご挨拶を申

し上げさせていただきます。

冒頭でも申し上げさせていただきましたが、国保を取り巻く環境というのは、年々増加する医療費、少子高齢化の進展、あるいは経済状況、そういった環境もございまして、何度も申し上げて恐縮なんですけれども、非常に運営する立場として厳しい状況がずっと続いてきてございます。

そういった中、私共ができる範囲の中で、医療費の適正化の取り組みですとか、収納率の向上、そういったものを行いまして、また、今諮問を承認していただきましたけれども、市民の負担軽減にも意を用いながら、国保事業の安定的な運営に努めているつもりでございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、国保運営協議会のためにいつも貴重なお時間をいただきまして、参考になりますご意見、ご提言を様々頂戴いたしました。改めて感謝申し上げます。

次期の協議会につきましては、先ほど事務局から申し上げましたが、 団体によりましては引き続き委員をお願いする方もおられるものと考 えておりますが、ひとまずは平成23年の7月以来、2年間にわたり、 本市の運営協議会の委員を務めていただきましたことに、改めまして 御礼申し上げまして、簡単ではございますけれど、改選期を迎えるに あたっての御礼のご挨拶とさせていただきます。皆様、どうもありが とうございました。

会長

この2年間、協議会の運営に対しまして、皆様から大変ご協力をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、皆様の方から、この関係も含めて特に無ければ、本日の 会議はこれをもちまして終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。